

臨時代理議決

令和7年11月27日

第52号議案

令和7年12月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する
意見について

京都府教育委員会基本規則第17条の3第2項の規定により、別紙の
とおり報告します。

令和7年12月24日

教育長 前川 明範

令和 7 年 12 月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する
意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、
令和 7 年 11 月 19 日付け 7 財第 99 号で意見を求められました令和 7
年 12 月府議会定例会に提出される当委員会関係議案に対する意見は、
下記のとおりであります。

記

- 1 京都府未来人材共創基金条例制定の件
異議ありません。
- 2 京都府立向日が丘支援学校校舎改築工事請負契約変更の件（主体
工事）
異議ありません。
- 3 京都府立向日が丘支援学校校舎改築工事請負契約変更の件（電気
設備工事）
異議ありません。
- 4 京都府立向日が丘支援学校校舎改築工事請負契約変更の件（機械
設備工事）
異議ありません。
- 5 京都府立丹後郷土資料館整備工事請負契約変更の件（主体工事）
異議ありません。
- 6 京都府立丹後郷土資料館整備工事請負契約変更の件（機械設備工
事）
異議ありません。
- 7 損害賠償請求事件に係る和解の件
異議ありません。

令和7年 月 日
京都府議会议定例會議案

令和7年
12月

京都府議会定例会議案目次

第1号議案	令和7年度京都府一般会計補正予算（第5号）	1
第2号議案	京都府未来人材共創基金条例制定の件	3
第3号議案	京都府手数料徴収条例一部改正の件	5
第4号議案	京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例等一部改正の件	7
第5号議案	京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例一部改正の件	13
第6号議案	警察署の名称、位置および管轄区域に関する条例一部改正の件	17
第7号議案	京都府府営住宅城南団地建設工事請負契約締結の件	19
第8号議案	京都府立向日が丘支援学校校舎改築工事請負契約変更の件（主体工事）	21
第9号議案	京都府立向日が丘支援学校校舎改築工事請負契約変更の件（電気設備工事）	23
第10号議案	京都府立向日が丘支援学校校舎改築工事請負契約変更の件（機械設備工事）	25
第11号議案	京都府立丹後郷土資料館整備工事請負契約変更の件（主体工事）	27
第12号議案	京都府立丹後郷土資料館整備工事請負契約変更の件（機械設備工事）	29
第13号議案	京都府宇治警察署庁舎新築工事請負契約変更の件	31
第14号議案	財産無償貸付けの件	33
第15号議案	損害賠償請求事件に係る和解の件	37
第16号議案	京都府環境基本計画を定める件	39
第17号議案	京都府公立大学法人の中期目標を定める件	41
第18号議案	当せん金付証票発売の件	43

第 2 号 議 案

京都府未来人材共創基金条例制定の件

京都府未来人材共創基金条例を次のように定める。

令 和 7 年 1 2 月 1 日 提 出

京 都 府 知 事 西 脇 隆 俊

京都府未来人材共創基金条例

(設置)

第 1 条 京都をはじめ我が国の文化、歴史、自然等（以下「文化等」という。）への誇りと愛着を胸に置きつつ、異なる文化等を背景とした意見の多様性を尊重することができる国際的な視野に立って、社会の諸課題を自己の課題として提起し、及びその解決に寄与する新たな価値を生み出すことができる、次代の社会を担う人材の育成を目的として、府、産業界、大学その他の関係者相互間の連携の下に、高校生等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条に規定する高等学校の生徒その他これに準じる者をいう。）の海外における探究学習を支援するため、京都府未来人材共創基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 8 号 議 案

京都府立向日が丘支援学校校舎改築工事請負契約変更の件

令和 7 年 2 月 京都府議会定例会において議決のあった京都府立向日が丘支援学校校舎改築工事（主体工事）の請負契約の一部を次のように変更する契約を締結する。

令 和 7 年 1 2 月 1 日 提 出

京 都 府 知 事 西 脇 隆 俊

契約金額「5,236,000,000円」を「5,437,172,400円」に改める。

第 9 号 議 案

京都府立向日が丘支援学校校舎改築工事請負契約変更の件

令和 7 年 2 月京都府議会定例会において議決のあった京都府立向日が丘支援学校校舎改築工事（電気設備工事）の請負契約の一部を次のように変更する契約を締結する。

令 和 7 年 1 2 月 1 日 提 出

京 都 府 知 事 西 脇 隆 俊

契約金額「877,100,400円」を「926,182,400円」に改める。

第10号議案

京都府立向日が丘支援学校校舎改築工事請負契約変更の件

令和7年2月京都府議会定例会において議決のあった京都府立向日が丘支援学校校舎改築工事（機械設備工事）の請負契約の一部を次のように変更する契約を締結する。

令和7年12月1日提出

京都府知事 西 脇 隆 俊

契約金額「1,586,090,000円」を「1,682,882,300円」に改める。

第11号議案

京都市立丹後郷土資料館整備工事請負契約変更の件

令和6年12月京都市議会定例会において議決のあった京都市立丹後郷土資料館整備工事（主体工事）の請負契約の一部を次のように変更する契約を締結する。

令和7年12月1日提出

京 都 府 知 事 西 脇 隆 俊

契約金額「2,200,000,000円」を「2,374,240,000円」に、契約期間に係る部分中「令和8年5月29日まで」を「令和8年9月30日まで」に改める。

第12号議案

京都府立丹後郷土資料館整備工事請負契約変更の件

令和6年12月京都府議会定例会において議決のあった京都府立丹後郷土資料館整備工事（機械設備工事）の請負契約の一部を次のように変更する契約を締結する。

令和7年12月1日提出

京都府知事 西 脇 隆 俊

契約金額「583,000,000円」を「608,801,600円」に、契約期間に係る部分中「令和8年5月29日まで」を「令和8年9月30日まで」に改める。

第15号議案

損害賠償請求事件に係る和解の件

京都府立園部高等学校の教員による生徒への傷害行為に係る損害賠償請求事件について、次のとおり和解する。

令和7年12月1日提出

京都府知事 西脇隆俊

1 事件名 京都地方裁判所令和7年（ワ）第113号損害賠償請求事件

2 和解の内容 (1) 被告（京都府）は、原告に対し、本件解決金として、金6万円の支払義務があることを認める。

(2) 被告は、原告に対し、(1)に定める金員を、令和8年1月22日までに支払う。

(3) 原告は、その余の請求を放棄する。

(4) 原告と被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(5) 訴訟費用は各自の負担とする。

3 和解の相手方 原告（生徒）

4 和解の方法 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第89条の規定による和解

令和7年12月京都府議会定例会提出見込議案

(教育委員会関係分)

- 1 京都府未来人材共創基金条例制定の件
- 2 京都府立向日が丘支援学校校舎改築工事請負契約変更の件（主体工事）
- 3 京都府立向日が丘支援学校校舎改築工事請負契約変更の件（電気設備工事）
- 4 京都府立向日が丘支援学校校舎改築工事請負契約変更の件（機械設備工事）
- 5 京都府立丹後郷土資料館整備工事請負契約変更の件（主体工事）
- 6 京都府立丹後郷土資料館整備工事請負契約変更の件（機械設備工事）
- 7 損害賠償請求事件に係る和解の件

1 京都府未来人材共創基金条例制定の件

(1) 制定理由

産学官連携の下、国際的な視野を有するなど次代の社会を担う人材の育成に向け、高校生等の海外での探究学習に対する支援に要する経費の財源に充てることを目的として、京都府未来人材共創基金の設置に関して、必要な事項を定めるため、条例を制定するもの。

(2) 制定内容

基金の設置、積立て、管理等に関する規定を定める

(3) 施行日 公布の日

2 京都府立向日が丘支援学校校舎改築工事請負契約変更の件（主体工事）

前回の議決	令和7年2月定例会
変更内容	契約金額 5,236,000,000円 → 5,437,172,400円
変更の理由	労務単価等の改定に伴う金額の変更

3 京都府立向日が丘支援学校校舎改築工事請負契約変更の件（電気設備工事）

前回の議決	令和7年2月定例会
変更内容	契約金額 877,100,400円 → 926,182,400円
変更の理由	労務単価等の改定に伴う金額の変更

4 京都府立向日が丘支援学校校舎改築工事請負契約変更の件（機械設備工事）

前回の議決	令和7年2月定例会
変更内容	契約金額 1,586,090,000円 → 1,682,882,300円
変更の理由	労務単価等の改定に伴う金額の変更

5 京都府立丹後郷土資料館整備工事請負契約変更の件（主体工事）

前回の議決	令和6年12月定例会
変更内容	契約金額 2,200,000,000円 → 2,374,240,000円 契約期間 令和8年5月29日まで → 令和8年9月30日まで
変更の理由	労務単価等の改定に伴う金額の変更及び耐震補強工事の増等に伴う工期の延長

6 京都府立丹後郷土資料館整備工事請負契約変更の件（機械設備工事）

前回の議決	令和6年12月定例会
変更内容	契約金額 583,000,000円 → 608,801,600円 契約期間 令和8年5月29日まで → 令和8年9月30日まで
変更の理由	労務単価等の改定に伴う金額の変更及び耐震補強工事の増等に伴う工期の延長

7 損害賠償請求事件に係る和解の件

【事件の概要】

京都府立園部高等学校の教員により傷害行為を受けた生徒が、府に対して損害賠償を請求したもの

【和解の内容】

府の上記事件に関する和解金は60,000円